

第 10 章 都市計画課

第 1 節 都市計画

現実の内外情勢をみて、今こそ私たちは調和を発見し、調和を求め、調和を実現することに努力すべき時代であるといえる。それは、人間はだれしも経済、科学技術、生活環境等のそれぞの面で発展を求めているが、その発展の裏には、調和の破壊が必ずつきまとっているからである。特に最近の日本の場合は、これら各種の問題が集約的に表面に出ているのが現状で、例えば、都市化時代にあって集積の利益を求めるがために、その反面でいろいろな生活環境上のトラブルが起きている。なかでも注目されるのは、都市問題、そしてその政策論争の象徴ともいえる「日照問題」があげられる。

このような時代に、法的規制力をもった唯一の総合土地利用計画の役割は、いかに重視してもしすぎることのない重要なものといえる。

昭和47年度における都市計画行政は、この土地利用計画の中心ともいえる「地域地区」の改訂作業を軸に、市民の生活環境を向上させるべく仕事を行った。

1 都市計画審議会

地域地区を改訂するのに伴い、指定基準に基づいて事務局が作成した素案に対する審議をかわきりに、試案、調整案にいたるまで継続的に、延べにして6回審議会を開催したわけであるが、都市生活の根底にかかる問題だけに、住民からの陳情あるいは東京都の主幹等の説明を求めながら、市としての最終案をまとめるための審議がなされた。

2 都市計画全国大会

「この流動的な時代に、都市計画を正しく理解し、運用することによって、最も合理的な方法でより良い都市環境をつくりあげ、維持していくには」をテーマに毎年開催されている意義ある大会であるが、本年は市長以下2人の職員が参加した。

3 公園事業

(1) 福生緑地南公園整備工事

青少年のための遊び場対策事業の一環として、46年度に都費補助を仰いで概略整備したわけであるが、今年度は引き続いて植栽並びに護岸整備を中心に工事を実施した。

(2) 牛浜ちびっこ広場工事

福生市牛浜 59 番地の土地 958 平方メートルを高橋与十殿から借地し、都費補助によって金網柵、砂場等こどもたちを対象とした広場の整備を行った。

(3) 福生神明公園便所工事

神社境内地の一部を借地できる約束が、神社代表との間で可能となつたのを契機に、公衆便所と兼用の公園用便所を整備した。

4. 福生駅東口土地区画整理事業

駅前等の公共施設の整備並びに土地の高度利用と住環境の改善のため、懸案となつてゐた福生駅東口開発について、市議会並びに都市計画審議会等の意見を参考にしながら、市の財政的な見通し等をふくめて検討をかさねた結果、さしあたり福生駅前広場を中心とした面積約 4.7 ヘクタールの区域を土地区画整理事業により開発整備することにし、目標を 5 月にした。都市計画決定（区域決定）にむけて、地元関係者を対象に説明会並びに意見聴取会等を行い、実現を目指して仕事を前進させた。なお、事業概要については、つぎのとおりである。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 施行予定区域 | 福生市大字福生字奈賀の一部 |
| (2) 施行予定面積 | 約 4.7 ヘクタール |
| (3) 施行予定者 | 福生市 |
| (4) 事業施行年度の予定 | 昭和 48 年度～昭和 52 年度 |
| (5) 事業費の概要 | 466,000 千円 |
| (6) 事業内容 | 地域全般にわたり街路排水施設、公園等の公共施設を整備し、健全な市街地を造成する。 |

5. 「公有地の拡大の推進に関する法律」が制定されたのに伴う事務について昭和 47 年 6 月、土地の先買い制度などを内容とするこの法律ができたわけであるが、これにより、昭和 47 年 12 月 1 日から、市街化区域内における土地の取り引きが制限（届け出の義務と申し出）されることになった。

市では、このことを広報を通じて市民に P R すると同時に、関係業者を対象にした説明会を開催して協力を呼びかけた。

なお、47 年度においては、届け出、申し出とともに 1 件もなかつた。

6. その他

(1) 陳情

熊川地内における都市計画道路 2.1.3 号線（橋梁を含む）を都施行によって早期実

現していただくよう関係市町村長の同行を求めて副知事へ陳情した。

その結果、50年度完成を目指に調査が開始された。また、多摩川の河道整備についても、建設省関東地方建設局河川部長へ陳情したところ、直轄工事によって一応の整備が実施された。

(2) 都施行の道路事業に協力

かねてから要望していた市内の都市計画道路のうち2路線(2・2・1、2・2・4)が東京都によって事業化の運びとなったのに伴い、これが用地買収にあたって市として可能な範囲の協力を行った。